

高崎市クビアカツヤカミキリ駆除用品の配布に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クビアカツヤカミキリ（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に規定するクビアカツヤカミキリをいう。以下同じ。）による被害から樹木を守ることを目的に、市民に対して駆除用品を配布することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駆除用品 クビアカツヤカミキリの駆除及び被害拡散防止のために必要な薬剤（国が登録又は適用拡大した薬剤）及び防虫ネットをいう。
- (2) 被害樹木 クビアカツヤカミキリの被害を受けている市内の樹木（果樹園などの樹木を除く。）をいう。

(配布対象者)

第3条 駆除用品の配布対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被害樹木の存在する土地の所有者（法定相続人等を含む。）又はその同一世帯員である者（以下「土地所有者等」という。）
- (2) 土地所有者等から当該土地の管理を任されている者
- (3) その他市長が必要と認める者

(申請)

第4条 駆除用品の配布を受けようとする者は、高崎市クビアカツヤカミキリ駆除用品配布申請書（様式第1号）に被害樹木の写真を添付して市長に申請しなければならない。

- 2 前条第2号に規定する者が申請をする場合は、前項に規定するもののほか、土地所有者等からの委任状（様式第2号）を添付するものとする。

(駆除用品の配布)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、配布が必要であると認めたときは、駆除用品を無償で配布するものとする。

- 2 駆除用品の配布数量及び配布期間は、被害樹木の状況に応じて市長が決定するものとする。

(責務)

第6条 前条の規定により駆除用品の配布を受けた者（以下「使用者」という。）は、この要綱の趣旨に沿って、これらを適正に使用しなければならない。

(禁止事項)

第7条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 目的以外での駆除用品の使用
- (2) 配布を受けた駆除用品を第三者に転貸し、又は譲渡すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(免責事項)

第8条 駆除用品の使用又は管理の不備により生じた事故によって使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、駆除用品の配布に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

年 月 日

高崎市クビアカツヤカミキリ駆除用品配布申請書

高崎市長 様

クビアカツヤカミキリによる被害から樹木を守るため、高崎市クビアカツヤカミキリ駆除用品の配布に関する要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	() ー
	該当区分	☐ 被害樹木の存在する土地の所有者 ☐ 当該土地の所有者の同一世帯員である者 ☐ 当該土地の管理者（委任状を添付すること）
被害樹木所在場所（地番）		
対象樹種及び本数		サクラ 本 ウメ 本 モモ 本 その他 () 本
窓口に來られた方	申請者との関係	☐ 申請者本人 ☐ 申請者の代理 【申請者との関係： 】
	※申請者本人以外の方は下記のカ欄のご記入をお願いします。	
	住 所	
	氏 名	
	連絡先	() ー
次の事項について了承いたします。 土地の所有者を確認するため、調査を行うこと		

添付書類

- ☐ 被害が確認できる写真（被害樹木全体・フラス排出箇所の写真）
☐ 委任状（申請者が当該土地の管理者の場合）

＊高崎市記入欄

窓口確認	☐ 申請者本人 ☐ 申請者の代理	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他 ()	確認者
添付書類	☐ 被害が確認できる写真	委任状 ☐ あり ☐ 不要	

委 任 状

（土地の管理者）

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項の一切の権限を委任します。

☐ 高崎市クビアカツヤカミキリ駆除用品配布申請に関する事

☐ 高崎市クビアカツヤカミキリ駆除用品の受領に関する事

年 月 日

（土地所有者等）

住 所

氏 名

印